

令和3年(行ウ)第23号損害賠償請求事件(住民訴訟)
原告 石井洋子外9名
被告 春日部市長岩谷一弘

2022(令和4)年3月16日

さいたま地方裁判所第4民事部合議係 御中

準備書面(4)

第1準備書面でも述べた「学童保育」について、
常勤支援員の複数配置問題を軸に、その法的な位置付けなど
について述べたものです。

学童保育は児童福祉法によって制度化されている

- 『小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る事業』

児童福祉法第6条の3の②

学童保育の必要性は極めて高い

- 核家族化、女性の社会参加の増加
→地域において子ども集団が形成されにくくなる
↓
子どもの放課後のあり方は益々重要になる
少子化にもかかわらず学童保育の需要は高い
「待機児童」問題も深刻（準備書面1も参照）
- 子どものための「放課後のあり方」は我が国固有の課題ではない
各国においてそれぞれ制度化されている（いずれ紹介予定）

改正された児童福祉法の大きな特長（1条）

改正前

『【児童福祉の理念】すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。』

改正後

『【児童福祉の理念】すべて**児童は**、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に育成されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される**権利を有する**。』

→「保護の対象」から「権利の主体」へ

改正された児童福祉法の大きな特長（2条）

改正前

『【児童育成の責任】国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。』

改正後

『【児童育成の責任】① 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。』

→「保護の対象」から「権利の主体」へ

改正児童福祉法による児童観の転換 （子どもの権利条約に則して）

・児童福祉法の児童観

児童＝「保護の対象」→「権利の主体」

・その根底には「児童の権利に関する条約」がある

（子どもの権利条約/1989年/1994年5月22日国内発効）

→我が国のそれまでの児童観・子ども観を決定的にこえたもの

改正児童福祉法による児童観の転換 (子どもの権利条約に則して)

児童福祉法 3 条

『【児童福祉保障の原理】前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。』

※「前2条」

1 条→「児童の権利に関する条約の精神」の理念

2 条→「児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され」る

主体的に生きる子どもの自己決定権を尊重すること

・条約第3条

→子どもの最善の利益を保障しようとする大人の責務を強調

・条約第12条

→子どもの年齢及び成熟度に従って子供の意見を尊重すべき

→主体的に生きる子供の自己決定力の育成と尊重という視点

一人ひとりの子どもの尊厳を大切に、

一人ひとりの可能性が最大限に発揮できるよう側面的に支援

子どもたちに寄り添うことを大切にする保育が、求められている

学童保育は新しい子育ての形態

- 学童保育

→異年齢の子どもたちが生活し、生活管理をする指導員が存在

→その指導員が遊びの指導、援助もするという

歴史的に新しい子育ての形態(研究者の指摘)

本件で求められる「**常勤支援員の複数確保の必要性**」を論じる上で不可欠の視点

学童保育の保育内容の質は今後も主張予定

本件の問題意識

→春日部市と(株)トライの間において約束通りに常勤支援員の人数を確保しなければならないとする問題

→成熟度に応じた発達途上にある人格主体として尊重される子どもたちを相手として、学童保育が運営されるべき

※子どもの権利に即して学童保育事業が運営されなければならないとする論点は、別に学童保育の保育内容の質にかかわる問題としても改めて論じる予定である

学童保育の全国的な基準

- 放課後児童クラブについて
国により作成された「**運営指針**」
(2015 (H27) 作成) (甲10)
- さらに、「運営指針」について
「**放課後児童クラブ運営指針解説書**」
(2016 (H28作成)) (甲11)

学童保育事業の役割 (運営指針)

- (1) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第6条の3第2項に基づき、小学校に就学している子どもであって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、**子どもの状況や発達段階を踏まえながら**、その健全な育成を図る事業である。
- (2) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、**児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して**育成支援を推進することに努めなければならない。
甲10

支援員等の役割（運営指針）

学童保育の役割を受け、**支援員の役割の重要性**を明記

「(3)放課後児童支援員等の役割

放課後児童支援員は、豊かな人間性と倫理観を備え、常に自己研鑽に励みながら必要な知識及び技能をもって育成支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要がある。

また、放課後児童支援員が行う育成支援について補助する補助員も、放課後児童支援員と共に同様の役割を担うよう努めることが求められる。」

甲10・P2

職員体制（運営指針）

支援員に求められる役割を果たすための運営体制確保の重要性

(3) 子どもとの安定的、継続的な関りが重要であるため、放課後児童支援員の雇用に当たっては、長期的に安定した形態とすることが求められる。

(4) 放課後児童支援員等の勤務時間については、子どもの受け入れや準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。

埼玉県のガイドラインは 全国水準を超える水準をめざしている

埼玉県のガイドラインの存在（甲13）

放課後児童支援員の配置(第10条第2項)

放課後児童支援員の配置については、**設備運営基準（★）を超えて**、
次のとおりとする。

（★:平成二十六年厚生労働省令第六十三号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）

① 放課後児童クラブにおいて利用者の支援に従事する職員である放課後児童支援員(以下「支援員」という。)については、各支援単位の児童数に応じた次の配置とする。

② 常勤職員の配置

支援員の役割と仕事内容から、運営形態に関わらず、常勤での複数配置に努める。

※「常勤」とは事業所が定めた勤務時間のすべてを勤務している者 甲13・P2

春日部市での職員体制

- 春日部市の学童保育の条例基準と実際の取組みとの乖離

条例

（職員） 第11条

放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所毎に、放課後児童支援員を置かなければならない。

1 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(略)をもってこれに代えることができる。

甲5

条例の基準を超えて行われていた運営実態(1)

春日部市においては実際には、学童保育の事業化以来、「**常勤**指導員(支援員)の**複数**配置」が事業を委託する上での委託内容となっていた

条例の基準を超えて行われていた運営実態(2)

春日部市が指定管理者を募集するに当たって作成した募集要領(春日部市放課後児童クラブ指定管理者募集要領・甲6-1～3)における明示

8 職員の採用・配置について

(2) 放課後児童支援員

放課後児童支援員として、春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条3項に定める職員を、各放課後児童クラブへ複数配置すること。

(3) 放課後児童支援員及びその他必要な職員の配置について

- ① 支援員の配置については、「春日部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守し、支援の単位ごとに**常勤**支援員を必ず**2人**以上配置する事(そのうち1人を責任者とすること)

事業化以来、常勤支援員は複数配置され続けてきた

- ・法制化前

→全て父母会による自主的運営（13クラブ）



- ・法制化以降（1997年の児童福祉法改正による

「放課後児童健全育成事業」の法制化）

→一括して春日部市福祉公社に委任

→当時の13クラブの運営体制の実質を踏まえ、
勤務時間、勤務体制などが定められたと推定される

常勤支援員の複数配置は 仕様書でも明確であったこと

- ・指定先が一般公募されることとなった平成25年以降、
仕様書上①勤務時間、②勤務体制、③職務区分は明確にされる

『7 職員について

放課後児童クラブに次の通り職員を配置すること。

- ② 指導員配置については、入室児童数概ね25人につき
指導員1人を基準とし、各施設には、常勤指導員を必ず
2人以上配置する事。（うち1人を責任者とする事）

平成30年の仕様書での追加

- 『なお、支援の単位が51人から70人の場合は、入室児童数概ね25人に対して支援員1人というこれまでの考え方を勘案し、常勤支援員1人以上を加配すること』

トライへの委託内容は特別なものではない

- 春日部市が(株)トライと締結した協定書中の常勤支援員の複数配置の合意内容
 - 従前の春日部市の運営基準を踏襲したもの
 - Q & Aに現れた説明もその踏襲内容の反映といえる



トライへの委託内容はそれまでの実績の反映であって何ら突出したものではない。

春日部市の運営も特別突出したものではない

- 埼玉県の令和2年2月の調査結果では「**常勤職員を複数配置**しているクラブは調査対象1774か所のうち1193カ所であり**全体の67.2%**」となっている



トライに対する業務委託内容の基準となった春日部市の運営も、必ずしも突出して先進的なものではない

なぜ、社協と(株)トライとの扱いが違うのか

常勤職員の複数配置の確保は必ずしも実現されていない

- 社協は努力してきたが、なかなか実現できなかった
春日部市の対応：欠員の存在を理由として、
社協に対し、**指定管理料の一部を返還**させる
- トライでも、社協と同様、常勤支援員に欠員が生じている
春日部市の対応：社協に対するような**返還請求はしていない**
それどころか、さらに追認している

